

上市町建設工事等指名業者選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上市町が発注する建設工事（上市町が受託した工事を含む。以下同じ。）及び測量・設計等の委託業務（以下「工事等」という。）の指名競争入札における入札参加者（2以上の事業者が一体となって共同施工するため結成される建設工事共同企業体を含む。以下同じ。）の指名に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指名業者数)

第2条 指名業者数は、次の表の中欄に掲げる設計額の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる数を目途とする。ただし、工事等の種類、内容、業者の実態等について特別な事由のある場合は、この限りでない。

区 分	設 計 額	指 名 業 者 数
建 設 工 事	300万円未満	5社
	300万円以上5,000万円未満	7社
	5,000万円以上	10社
委 託 業 務	1,000万円未満	5社
	1,000万円以上	7社

(指名基準)

第3条 入札参加者を指名しようとするときは、工事等の入札参加資格者名簿に登載されている業者の中から選定するものとする。

2 建設工事の入札に係る指名をするに当たっては、別表発注標準の右欄に掲げる設計額の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる等級（以下「基準等級」という。）に格付けされた業者の内から指名することとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該基準等級の直近上位又は下位の等級に格付けされた業者（以下「直近等級業者」という。）を指名することができる。

- (1) 当該建設工事が、既に直近等級業者が施工を完了し、若しくは現に施工中である工事に関連した工事である場合
- (2) 当該建設工事が、既に直近等級業者が施工を完了し、若しくは現に施工中である工事の継続工事である場合
- (3) 当該建設工事が、現に直近等級業者が施工中である工事の施工場所に近接した場所における工事である場合
- (4) 当該建設工事の施工場所に近接した場所に直近等級業者が営業所を有する場合
- (5) 直近等級業者のうちに前年度において富山県建設優良工事表彰その他各種優良土木建築工事の表彰を受け、かつ、当該建設工事の施工能力を有すると認められる業者がある場合
- (6) 当該建設工事に係る基準等級に格付けされた業者が少数である場合
- (7) その他特別な事由がある場合

3 前項の規定にかかわらず、現在の入札参加資格者名簿において格付けされた等級が、前回作成した入札参加資格者名簿において格付けされた等級より下位の等級である業者については、直近上位の等級の工事に指名することができる。

4 入札参加者を指名するに当たっては、次に掲げる事項を考慮するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の業者に偏らないように留意しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績
- (4) 当該工事等に対する地理的条件
- (5) 手持ち工事等の状況
- (6) 当該工事等の施工に対する技術的適性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況

(指名基準の適用除外)

第4条 入札参加者を指名するに当たって、工事等が業者の少ない業種に係るものであるとき、特殊の技術を要するものであるとき、特に緊急を要するものであるとき、その他特別の事由があるものであるときは、前条の規定によらないことができる。

(細則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則 (平成13年9月4日告示第60号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表 発注標準

(1) 土木一式工事

等級	設 計 額		備 考
	最 高	最 低	
A級		1,500万円	B級に対する第3条第2項但し書きの適用に当たっては最高8,000万円とする。
B級	5,000万円	800万円	
C級	1,500万円	500万円	
D級	800万円		

(2) 舗装工事

等級	設 計 額	備 考
A級	200万円以上	第3条第2項但し書きの適用はしない。
B級	1,000万円未満	
C級	300万円未満	

(3) 建築工事

等級	設 計 額		備 考
	最 高	最 低	
A級		2,000万円	
B級	10,000万円	1,000万円	
C級	6,000万円	300万円	
D級	4,000万円		

(4) 電気工事

等級	設 計 額		備 考
	最 高	最 低	
A級	300万円以上		
B級	2,000万円	200万円	
C級	300万円未満		

(5) 管工事

等級	設 計 額		備 考
	最 高	最 低	
A級	300万円以上		
B級	2,000万円	200万円	
C級	500万円未満		